**要　請　書**

２０２０年７月２７日

東京都教育委員会教育長　藤田裕司殿

　東京都立Ｓ特別支援学校教諭・ＴＳ

（東京「君が代」裁判第四次訴訟元原告）

私は、２０１３年３月と４月に、東京都立Ｉ特別支援学校の卒業式と入学式で、校長の職務命令に従わず、「君が代」斉唱時に不起立をしたとして、いずれも「減給１０分の１／1ヶ月」の懲戒処分を受けました。その後、これらの懲戒処分取り消しを求め、２０１４年３月に東京地裁に提訴しました。そして、２０１９年３月２８日、最高裁の決定により、この減給処分が取り消されました。

　しかし、今月７月２０日、校長から、２０１３年３月と４月の不起立について、７月２２日又は２９日に「事情聴取」を行ないたいとの打診がありました。そして、「事情聴取」には弁護士の立ち会いを認めないとのことでした。

　私は、代理人弁護士の立ち会いを認めてくださるのであれば、「事情聴取」を受けたいと考えています。

　そこで私は、以下の要請をいたします。必ずご回答ください。

〈要請事項〉

1. 「事情聴取」を行なう場合は、代理人弁護士の立ち会いを認めてください。
2. 私に対して、再処分を行わないでください。
3. いわゆる「１０・２３通達」を撤回し、教育現場に「日の丸」や「君が代」を押し付けることをやめてください。
4. この要請書を教育委員会で周知してください。

〈連絡先〉ＴＳ　東京都立Ｉ特別支援学校気付

〈回答期限〉２０２０年８月１７日（月）。文書でご回答ください。